

調査場所付近におられる皆さまへ

これまでの裁判^(※1)において、祝島の方々^(※2)には、中国電力が埋立工事施行区域内で行う地質調査を妨げないというお約束をしていただいています。

- 平成26年6月、祝島の方々と中国電力は裁判上の和解をしており、中国電力が埋立工事施行区域内で行う地質調査に関して、漁船等の船舶を進入・係留して同調査を妨げないというお約束をしていただいています。
- 今回の海上ボーリング調査はこのお約束の対象となるものですが、祝島の方々がこの調査場所付近に船舶を進入・係留させていることが妨げとなり、中国電力は調査を行えない状況となっています。
- どのような理由であっても、この調査場所付近に船舶を進入・係留させることは、調査の妨げとなり、お約束に反する行為になりますので、速やかにこの付近から離れていただくようお願いいたします。

※1 使用妨害禁止仮処分申立事件（平成22年1月18日決定）
保全取消請求事件（平成26年6月11日和解）

※2 上関原発を建てさせない祝島島民の会、同会員ほか

令和3年6月22日

上関原発を建てさせない祝島島民の会外代理人

弁護士 本田 兆司 先生

電話 082-227-5501

FAX 082-227-5502

中国電力株式会社代理人

弁護士 末国 陽夫



電話 082-224-2711

FAX 082-224-2722

当職は、山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件の中国電力株式会社代理人弁護士です。

上記事件の和解に関して行った平成25年6月12日付けの約束に基づき、公有水面埋立法に基づく埋立てに関する工事を再開する前において、同約束に掲げる条件に該当する作業を実施しますので、下記のとおり事前に通知いたします。

なお、これまで令和元年11月5日及び令和2年10月30日にそれぞれ地質調査の実施を事前に通知した上で作業に着手しましたが、上関原発を建てさせない祝島島民の会におかれては同水面に船舶を進入・停泊させるなどしたため、作業の妨げとなり、予定していた調査をいずれも行うことができませんでした。

貴職におかれましては、同会に対し上記和解の趣旨を十分にご説明いただき、和解条項を遵守し作業の妨げになる行為を行わないよう周知をお願いいたします。

記

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 作業の期間・場所・概要等 | 別紙リーフレットのとおり |
| 2. 作業目的 | 地質調査のため |

以上

山口県熊毛郡上関町大字長島西端海域のボーリング調査のお知らせ

中国電力株式会社

TEL : 082-241-0211

中国電力株式会社 上関原子力発電所準備事務所

TEL : 0820-62-1111

中電技術コンサルタント株式会社

TEL : 082-255-5501

次のとおり、山口県熊毛郡上関町大字長島西端海域でボーリング調査を実施しますので、付近を航行する船舶は十分に注意して下さい。

1. 調査の期間

2021年7月7日 ~ 2021年10月6日

(準備作業(位置出し測量、磁気探査)は6月29日より開始します)

注) 作業は日出~日没までとします。

2. 調査場所

山口県熊毛郡上関町大字長島西端海域 (図-1)

測点①付近

※基点：四代三角点

| 測点 | 方位 | 距離(m) |
|----|----------|-------|
| ① | 255° 30' | 1,800 |

3. 調査の概要

ボーリング調査は、調査地点のスパッド台船にボーリング機械を設置して行います。(図-2)

4. 危険防止措置

- (1) 作業時には、海上衝突予防法(第27条)に定められた形象物を掲げます。
- (2) 潜水作業中は、作業船に国際信号旗A旗を表す信号板を掲げます。(図-3)
- (3) 作業中は、自主監視船を配置して航行船舶との危険防止を図ります。

5. 標識

- (1) ボーリング作業中は、ボーリング機械上に赤旗を掲げます。
- (2) 日没から日出までは、スパッド台船四隅に標識灯(黄色4秒1閃光、光到達距離約3km)を設置します。

図-1. 調査位置図

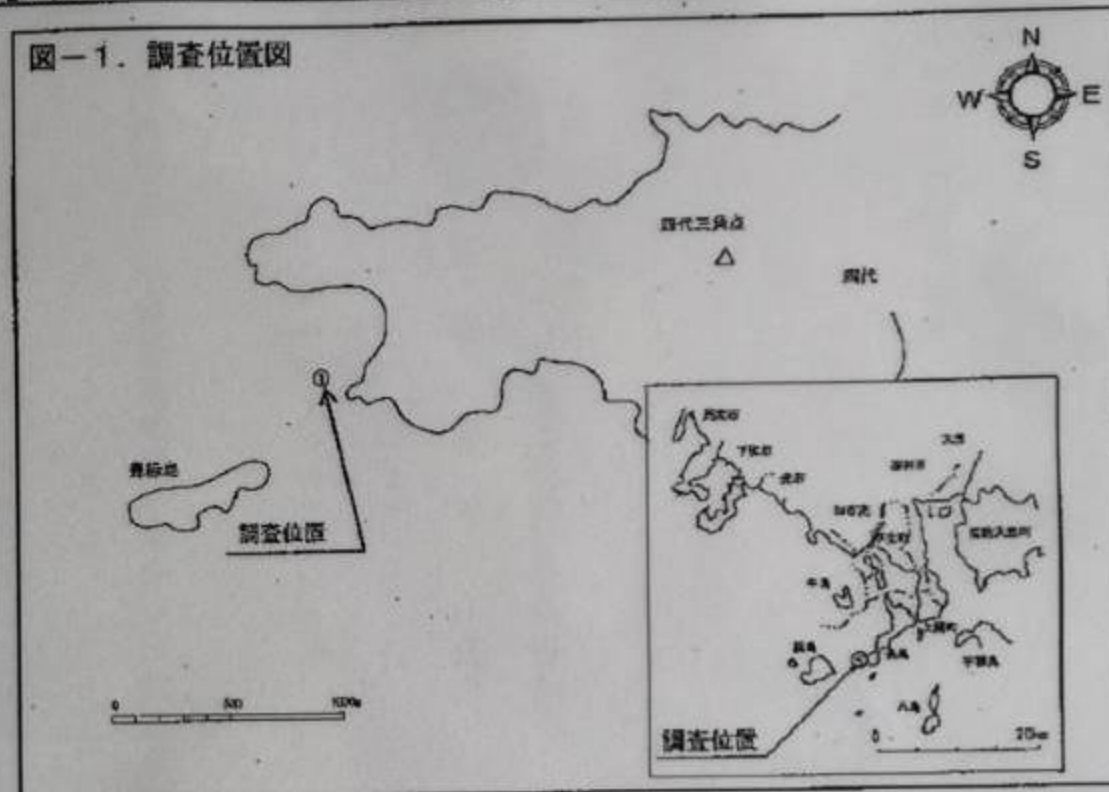


図-2. ボーリング概要図

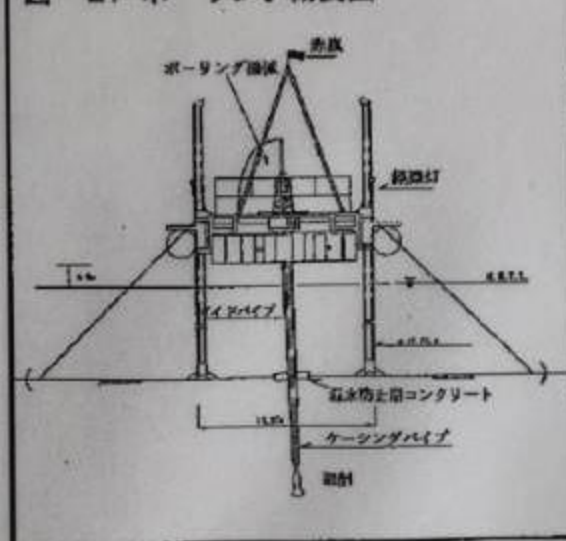
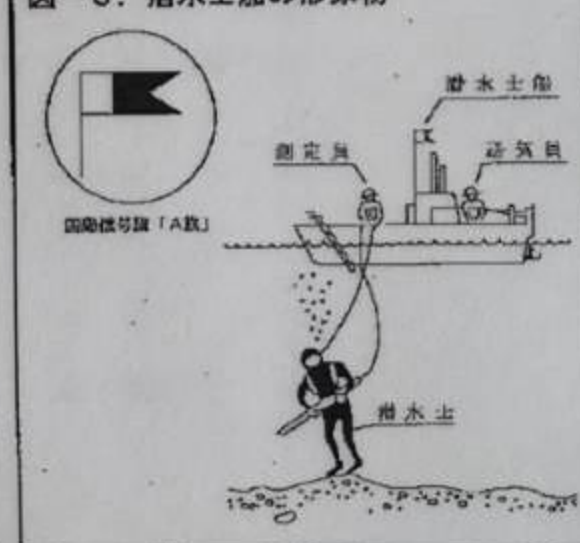


図-3. 潜水土船の形象物



漁業補償契約無効確認請求事件
2007年(平成19年)6月15日広島高等裁判所判決(抜粋)

については、漁業法8条、11条が漁協において行使規則を定めるに当たっては関係地区、地元地区といった自然的社会的条件により漁場が属すると認められる地区の利益を保護すべき定めをしていることから窺うことができる。

エ 管理委員会は、地先、沖合を問わず、各組合員が行う許可漁業・自由漁業についてもその調整について協議決定していたことは前記認定のとおりである。

オ 以上のような、許可漁業・自由漁業の法的性質や、他の漁協地先における許可漁業・自由漁業の慣行上の優劣関係、管理委員会における許可漁業・自由漁業を含めた漁業調整の実態などの事実からすると、8漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更にあたる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である。

祝島支店所属組合員のことです。

そうすると、管理委員会が漁業補償契約を締結したことによって、被控訴人らは、A, B各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を受け、漁業権消滅区域等を含むA, B各海域における許可漁業・自由漁業について諸迷惑受忍義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきである。

山口県漁業協同組合
上関支店地先海域の
ことです。

山口県漁業協同組合
四代支店地先海域の
ことです。

よって、漁業権消滅区域等を含むA, B各海域において、被控訴人らが諸迷惑受忍義務を負担していないことの確認請求並びに許可漁業・自由漁業を行わない義務を負担していないことの確認請求は、いずれも理由がない。

(3) 以上のとおりであり、被控訴人らの受忍義務不存在確認請求はすべて理由がない。

4 差止請求について

(1) 本件共同漁業権ないし同漁業権行使規則に基づく漁業行使権を理由とする妨害予防請求(差止請求)について

本件共同漁業権の帰属主体は漁協であって被控訴人ら組合員各個人ではない。したがって、本件共同漁業権に基づく差止請求は理由がない。

これは正本である。

平成19年6月15日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 泉

健



審 尋 調 書 (第 10 回) (和解)

事 件 の 表 示 平成 24 年 (壬) 第 36 号
期 日 平成 26 年 6 月 11 日 午後 4 時 30 分
場 所 山口地方裁判所審尋室
裁 判 長 裁 判 官 桑 原 直 子
裁 判 官 官 寄 秀 典
裁 判 官 林 崎 由 莉 子
裁 判 所 書 記 官 藤 澤 卓
出 頭 し た 当 事 者 等

申立人 山 戸 貞 夫
申立人ら代理人 本 田 兆 司
同 足 立 修 一
被申立人代理人 末 国 陽 夫
同 松 村 和 明
被申立人復代理人 末 永 久 大

審 尋 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

山口県熊毛郡上関町大字祝島 218 番地

申 立 人 上関原発を建てさせない祝島島民の会
上記代表者代表運営委員 清 水 敏 保

山口県熊毛郡上関町大字祝島 168-1

同 山 戸 貞 夫

山口県熊毛郡上関町大字祝島 123 番地

| | |
|--------------------|-------|
| 同 | 清水敏保 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島267-1 | |
| 同 | 橋本久男 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島172 | |
| 同 | 高岡忠則 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島169-1 | |
| 同 | 松村友三郎 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島68 | |
| 同 | 大本眞一郎 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島656-4 | |
| 同 | 高岡輝雄 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島508 | |
| 同 | 安藤旭 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島117-2 | |
| 同 | 松村勘一 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島257-5 | |
| 同 | 石井信夫 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島586 | |
| 同 | 山本藤樹 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島59 | |
| 同 | 五十君敏雄 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島87-2 | |
| 同 | 岡本正昭 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島326 | |
| 同 | 木村力 |
| 山口県熊毛郡上関町大字祝島680-1 | |

同 安 藤 功
山口県熊毛郡上関町大字祝島 6 8 4

同 高 岡 宏
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 4

同 吉 本 幸 太 郎
山口県熊毛郡上関町大字祝島 8 9 7

同 浜 本 新 太 郎
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 8 - 2

同 岩 本 博 明
山口県熊毛郡上関町大字祝島 4 9

同 橋 部 好 明
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 1 4 - 1

同 金 田 平 六
山口県熊毛郡上関町大字祝島 6 0 8

同 藤 永 正 保
山口県熊毛郡上関町大字祝島 5 7 8 - 4

同 安 藤 稔
山口県熊毛郡上関町大字祝島 8 2 - 1

同 竹 末 喬
山口県熊毛郡上関町大字祝島 5 3 0

同 中 原 和 己
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 4 2

同 久 保 豊
山口県熊毛郡上関町大字祝島 2 5

同 村 田 義 弘
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 5 9

同 樋谷 修三郎
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 1 1

同 西山 洋右
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 1 1-1

同 山田 建夫
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 1 0-1

同 正本 政侑
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 0 9 7-2

同 久保 正美
山口県熊毛郡上関町大字祝島 3 4-7

同 邑津 正一
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 1 2

同 三井 一男
山口県熊毛郡上関町大字祝島 2 1 7

同 浜村 柳次
山口県熊毛郡上関町大字祝島 1 1 1

同 正本 英一
山口県周南市櫛ヶ浜中磯町 2 2 7-1

同 原 康司
上記申立人ら代理人弁護士 本田 兆司

同 足立 修一

広島市中区小町 4 番 3 3 号

被 申 立 人 中国電力株式会社

上記代表者代表取締役 刈田 知英

上記代理人弁護士 末国 陽夫

同 末永 汎本

同 松 村 和 明
同 復 代 理 人 弁 護 士 末 永 久 大

第2 申立ての表示

山口地方裁判所岩国支部平成21年(㊦)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の債務者である申立人らが、同事件の債権者である被申立人に対し、既に保全の必要性が消滅したなどと主張して、上記事件について山口地方裁判所岩国支部がした仮処分決定（以下「本件仮処分決定」という。）の取消しを求める申立て。

なお、以下においては、本件仮処分決定主文第1項の「公有水面」を「本件公有水面」という。

第3 和解条項

- 1 被申立人は、本件公有水面につき、山口県知事が被申立人に対して平成20年10月22日付けでした公有水面埋立免許について、その取消しを命じ、若しくはその効力が失効したことを確認する旨の判決が確定したとき、又は被申立人が山口県知事に対して平成24年10月5日付けでした工事竣工期間伸張許可申請に対して不認可の処分がされたときは、本件仮処分決定に係る仮処分申立てを取り下げる。
- 2 申立人らと被申立人は、被申立人が、本件公有水面につき、有効な公有水面埋立法による免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したときは、申立人らが被申立人に対し、本件仮処分決定主文第1項の不作为義務を負うことを確認する。
- 3 申立人らと被申立人は、第1項及び第2項以外の場合においては、
 - (1) 本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」とは、本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為に限ること、
 - (2) (1)の行為の妨げとならない限り、本件仮処分決定主文第1項の「船舶を進

入」させることは、同項の「債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為」に該当しないこと、

を確認する。

4 申立人ら及び被申立人は、本件保全取消し手続を終了させる。

5 本件申立費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 藤 澤 卓

これは正本である。

平成26年6月19日

山口地方裁判所

裁判所書記官

藤 澤

